

## 小海町ゼロカーボン促進補助金交付要綱

令和5年3月18日

要綱 第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出削減による地球温暖化防止及び小海町内における再生可能エネルギー設備の導入促進を図るため、地球温暖化防止等の活動に取り組む者に対し、補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和53年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受ける者は、次の各号の要件を備えていなければならない。

- (1) 補助金申請時において、市区町村が賦課する税等の徴収金に滞納がない者であること。
- (2) 補助金実績報告書提出時において、町内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 町内に本社若しくは営業所等を有する法人、個人事業者、又は本補助事業完了後に町内で事業を開始することが認められる者

(補助対象活動等)

第3条 補助金の交付対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額（以下「交付額」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助金の交付は、同一の補助対象活動ごとにつき1世帯及び1事業者1回限りとする。

(交付の申請等)

第4条 補助金の交付を申請しようとするときは、小海町ゼロカーボン促進補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、関係書類は、別表第2に掲げるものとする。

(決定の通知)

第5条 補助金の決定の通知は、小海町ゼロカーボン促進補助金交付決定・不交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第6条 補助金の変更及び中止等の承認を受けようとするときは、小海町ゼロカーボン促進補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(変更等の決定通知)

第7条 町長は、前条の変更等の承認申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、小海町ゼロカーボン促進補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査により、適当でないと認めるときは、小海町ゼロカーボン促進補助金変更不承認決定通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 実績報告をしようとするときは、小海町ゼロカーボン促進実績報告書(様式第6号)によるものとし、関係書類は、別表第3に掲げるものとする。

(額の確定通知)

第9条 補助金額の確定通知は、小海町ゼロカーボン促進補助金交付額確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 補助金の交付の請求をしようとするときは、小海町ゼロカーボン促進補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(報告)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者に活動の状況について、報告を求めることができる。

(決定の取消通知)

第12条 規則第15条第1項による補助金の決定の取消は、小海町ゼロカーボン推進補助金交付決定取消通知書(様式第9号)によるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助金により取得した財産の処分は、取得後5年間とする。ただし地震、火災、水害等の災害その他特別な事情により町長が認めた場合はその限りではない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し令和5年4月1日以降支払い義務が生じるものについて適用する。

別表第1（第3条関係）

補助対象活動	補助対象経費	交付額
<p>1. 太陽光発電システムを自らが所有する建物の屋根等に設置するもの。</p>	<p>太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計及び配線・配線器具の購入・据付けの工事に要する経費。</p>	<p>最大出力（kW表示とし、小数点以下2桁未満については四捨五入）に10万円を乗じて得た額。ただし、30万円を限度とする。</p>
<p>2. 蓄電容量が1kWh以上の定置型蓄電システムを自らが所有する建物等に設置すること。</p>	<p>システム本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入・据付けの工事に要する経費。</p>	<p>30万円を限度とする。</p>
<p>3. クリーンエネルギー自動車（電気自動車、天然ガス自動車、水素自動車及びメタノール自動車）を購入し、自家用若しくは事業用として継続して使用すること。</p>	<p>クリーンエネルギー自動車（電気自動車、天然ガス自動車、水素自動車及びメタノール自動車）を購入する経費。</p>	<p>30万円を限度とする。</p>
<p>4. 電気自動車等充給電システム（V2H）を自らが所有する建物等に設置すること。</p>	<p>システムの購入・据付けの工事に要する経費。</p>	<p>30万円を限度とする。</p>
<p>5. 太陽熱利用システム（強制循環型）を自らが所有する建物等に設置すること。</p>	<p>システムの購入・据付けの工事に要する経費。</p>	<p>30万円を限度とする。</p>

備考

- 1 別表第1中の補助対象活動3については町内に1年以上継続して居住している者及び町内で事業を1年以上継続している事業者を対象とする。

別表第2（第4条関係）

補助対象活動	必要書類
太陽光発電システム設置	ア 設計図書 イ 経費の内容が明記されている工事請負契約書又は見積書の写し ウ 工事着工前の現況写真 エ その他必要な書類
定置型蓄電システム設置	
電気自動車等充給電システム （V2H）設置	
太陽熱利用システム （強制循環型）設置	
クリーンエネルギー自動車購入	ア 運転免許証の写し イ 見積書 ウ その他必要な書類

備考 町外に住所を有する者が交付申請を行う場合は、住民票抄本及び納税証明書（最新のもの）を添付すること。

別表第3（第8条関係）

補助対象活動	必要書類
太陽光発電システム設置	ア システム設置費用に係る領収書の写し イ システムの設置状態を示す写真 ウ しゅん工検査の試験記録書の写し（太陽光発電システム設置の場合に限る） エ その他必要な書類
定置型蓄電システム設置	
電気自動車等充給電システム（V2H）設置	
太陽熱利用システム（強制循環型）設置	
クリーンエネルギー自動車購入	ア 領収書の写し又は支払が明確である書類 イ 車両の写真 ウ 自動車車検証の写し エ その他必要な書類